附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

6　公安審査委員会が特に必要と認める事項

（注）　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ列４番とすること。

(2)　団体の負債

借入金の借入先，借入残高，借入名義人の氏名又は名称及び弁済期日

借　入　先	借入残高	借入名義人の氏名又は名称	弁　済　期　日
	円		

（注）１　数字は，算用数字を用いること。
２　借入名義人の氏名又は名称には，ふりがなを付すこと。

5　当該各期間中における当該団体の活動に関する事項

(1)　当該団体（その支部，分会その他の下部組織を含む。）がした当該団体の活動に関する意思決定の内容

意　思　決　定　の　内　容

（注）１　意思決定を行った組織の名称を記載すること。
２　意思決定に関する日時及び場所をできる限り特定して記載すること。
３　第１回の報告書の提出の場合には，記載の必要はない。

(2)　当該団体の機関誌紙の名称及び発行部数並びに編集人及び発行人の氏名

名　　称	発行部数	編集人の氏名	発行人の氏名

（注）１　数字は，算用数字を用いること。
２　名称には，巻数・号数をも記載すること。
３　編集人及び発行人の氏名には，ふりがなを付すこと。
４　第１回の報告書の提出の場合には，記載の必要はない。

6　公安審査委員会が特に必要と認める事項

（注）　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とすること。

(2)　団体の負債

借入金の借入先，借入残高，借入名義人の氏名又は名称及び弁済期日

借　入　先	借入残高	借入名義人の氏名又は名称	弁　済　期　日
	円		

（注）１　数字は，算用数字を用いること。
２　借入名義人の氏名又は名称には，ふりがなを付すこと。

5　当該各期間中における当該団体の活動に関する事項

(1)　当該団体（その支部，分会その他の下部組織を含む。）がした当該団体の活動に関する意思決定の内容

意　思　決　定　の　内　容

（注）１　意思決定を行った組織の名称を記載すること。
２　意思決定に関する日時及び場所をできる限り特定して記載すること。
３　第１回の報告書の提出の場合には，記載の必要はない。

(2)　当該団体の機関誌紙の名称及び発行部数並びに編集人及び発行人の氏名

名　　称	発行部数	編集人の氏名	発行人の氏名

（注）１　数字は，算用数字を用いること。
２　名称には，巻数・号数をも記載すること。
３　編集人及び発行人の氏名には，ふりがなを付すこと。
４　第１回の報告書の提出の場合には，記載の必要はない。